



全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者: 岩永千秋
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

認定・裁判闘争の勝利へ学び、励ましあう

〓 東京で労災職業病裁判認定闘争交流集会 〓

2月19～20日、「労災職業病裁判認定闘争交流集会」が東京・大塚のラパスホールで開かれ、52人が参加し熱心な討論が行われました。「集会」は、過労死・過労自殺、頸肩腕障害や腰痛などの裁判・認定闘争が取り組まれる中で、先人の勝利の経験や教訓を学び裁判・認定闘争をたたかう仲間の交流の場として設定されました。

東京社会医学研究センターが主催し、いのちと健康を守る関東甲信越地方センター連絡会と東京過労死を考える家族の会が協賛、大阪の吹田市や堺市からも参加がありました。

第1日目は労働弁護団の佐久間大輔弁護士から「過労死・過労自殺裁判闘争の勝利に向けて」と題して講演が行われました。

佐久間弁護士は自らが体験した過労死の裁判例を紹介し、各々の裁判での①労基法75条、労基法施行規則35条などの適用条文、②脳・心臓疾患の認定基準、③業務起因性の判断事情、④過重負荷評価期間、⑤労働の量、⑥労働の質、⑦リスクファクターなどについてどう裁判で訴え、勝利判決に結びつけたかを詳しく説明しました。

「このような集會を待っていた」

たたかひの報告で、山梨センターは、白根高校野球部監督の過労死事件、有田昭トラック運転手過労事案を、東京センターはアスベスト肺がん認定基準、精神疾患の発症日判断、不服審査制度の見直しなどの問題点と改善の方向、パワハラなど精神障害事例の労働保険審査会での労災の逆転勝利などを、千葉センターはSE労働者と教師の過労死、頸肩腕障害など6つの事件を報告。長野センターは伊那北高校神田過労死裁判を、埼玉センターは県立高校竹見過労死裁判とレンタルビデオ店員の矢田部過労死裁判を、大阪からは、吹田市の腰痛の公務災害とヘルパ

ーの頸肩腕障害、シックハウス化学物質過敏症裁判、大阪堺市の田村過労自殺裁判の勝利報告がありました。また、川崎労連のホルムアルデヒド健康障害審査請求、全日空佐賀便機長過労死事件などが報告されました。

2日目は、「過労死・過労自殺・精神疾患」と「頸肩腕障害・腰痛・化学物質」の2つの分科会で交流討論を行いました。

関東甲信越では、はじめてのとりくみでしたが「このような集會を待っていた」との感想もだされ、裁判闘争や認定闘争を第一線でたたかっている方々が交流し、教訓を学びあい、勝利にむけて励ましあう場となりました。

(東京社会医学センター 門田裕志)

東日本大震災の

被災者救援・復興支援に全力を

義援金へのご協力を呼びかけます (詳細2面)

〈今月号の記事〉

「東日本大震災」救援募金への協力を呼びかけます 2面

シリーズ 安全衛生活動の交流(第3回) 3面

各地・各団体 泉南/北海道/岡山/京都/東京/千葉/建交労/東京 4面～6面

ディーセントワークのテーマソング「みんな元気か」 7面

第7回労働安全衛生中央学校のご案内 8面

「東日本大震災」救援募金への協力を呼びかけます

2011年3月18日 働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

3月11日に発生した東日本大震災は、日本での観測史上最大の巨大地震とされ、地震と津波による被害は甚大なものとなっています。働くもののいのちと健康を守る全国センターは、痛ましい犠牲となった方々に対しつしんで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。今、何をおいても緊急に求められていることは、命の危険にさらされている方々、行方不明の方々の救助と捜索をおこなうことです。私たちは政府があらゆる手をつくして救護・救済をおこなうことを強く求めるものです。

重ねて福島原子力発電所の事故は、これまでの国の原子力行政のずさんさを示すものであり、避難している住民は43万人とも言われています。事故現場で働く人たちの被曝問題も大いに懸念されるどころです。政府と東京電力は、被害を拡大させないように全力をあげるとともに、周辺住民だけでなく広く国民に説明すべきです。

全労連、全日本民医連、農民連など各団体では対策本部が設けられ、すでに現地に向け救援活動を開始しまし

た。現地では緊急に食糧・ガソリン・薬・日用品などの物資が必要となっているほか、長期的な医療、生活支援が必要になってくることは間違いありません。

関係各団体とともにさまざまな形での救援・支援活動に取り組んでいくことを呼びかけます。

また、全国センターとして被災者と被災地に対する救援募金の受付を行います。集まった募金は宮城センターを通じて被災者におくることとします。ご協力をお願い致します。

【救援募金送付先】

＜銀行振込の場合＞

中央労働金庫 本店営業部 普通預金 5026159
 名義 働くもののいのちと健康を守る全国センター

＜郵便振込の場合＞

00110-0-32140
 名義 働くもののいのちと健康を守る全国センター
 * 通信欄に「地震支援募金」と記入してください。

「東日本大震災」の甚大な被害に対して韓国源進職業病管理財団朴賢緒理事長をはじめ5人の連名で痛ましい犠牲者への哀悼とともに一日も早い復旧を願うメッセージが寄せられましたので掲載します。

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 福地保馬 理事長 貴下

3月11日午後に起きた東北関東大震災により多くの人命財産が奪われたことに付き心から哀悼の意を表します。マグニチュード9.0という未曾有の地震と津波の惨禍は、万台に及ぶ犠牲者を出すとの報に接し少からず心を痛めていると共に、福島原発第1号及び第3号機の爆破事故は放射能漏の恐れ無しとは言えず、これまた多いに恐れるところではあります。

政府次元での救難活動の遅れを取らず全日本民主医療機関連合会からも早速、医療救助隊を派遣して活動しているとの報に接しました。貴全国センターの組織も被災地に向け救援活動に取り掛かっているものと思っていま

す。

未だ孤立無縁の住民達に生活必需品及び医療薬品が行き届き、ライフラインの早急な復旧が遂げられ、これ以上の犠牲者が出ないよう遠く韓国から心を込めてお祈りします。

未曾有の惨禍を一日も早く克服し元の元気な姿に戻るよう友好連帯の意を込めてエールをお送りします。さようなら。

2011年3月14日

源進職業病管理財団 理事長	朴賢緒
財団附設 緑色病院長	梁吉承
源進緑色病院長	鄭壺溶
労働環境健康研究所長	任相嚇
源進福祉館長	金恩恵

第7回労働安全衛生中央学校

(6月11~12日・名古屋市労働会館)

講師紹介 (上)

- ◆久永直見先生 (愛知教育大学保健環境センター・教授)
 主な研究テーマとして「有機溶剤等の有害物による健康障害の予防」「アスベスト」「産業保健国際協力」等。フィリピンや韓国マレーシアなどでも活動してきました。「石綿の経験を危険有害職場の改善に活かす」をテーマに日本学術会議労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会で提言づくりに取り組んでいます。
- ◆宮尾克先生 (名古屋大学情報連携基盤センター・教授)
 日本産業衛生学会評議員、日本人間工学会評議員など

を歴任。
 厚労省VDT作業に係る労働衛生管理に関する検討会委員を務めるなど、コンピューター労働と健康問題に一貫して携わってきました。著書に「現代のコンピューター労働と健康」(かもがわ出版)など多数。

- ◆粥川裕平先生 (名古屋工業大学保健センターセンター長・教授)
 精神病院や大学病院で25年以上メンタルヘルスに取り組み勤労者のメンタルヘルスについても実践してきました。脳の充電は数百年前から十分な睡眠と余暇によって保たれるとし、裁量労働制等は非科学的で反人類史的と指摘しています。

働き続けることのできる職場づくりを 安全衛生委員は「働く者の生命の番人」

リストラと行政改革は、働く人の連帯を破壊しています。この流れに追従することなく、健康な人も障害を持っている人も、もてる能力を生かし軽作業・短時間勤務など様々な方策で働く場所を提供し、生活できる体制をつくるのが大切です。従来は余裕ある要員の配置でカバーし合ってきた仲間の連帯を、労安法の『事後措置』確立により療養の専念や業務の軽減・変更などに置き換えることによって、働くものの命と健康を守るときだと思えます。

私たちは「定年まで元気に働き続ける職場」「退職時は元気な体で家庭に戻す」ことをどん欲に追求していきます。

名水労の安全衛生活動の要である安全衛生委員会づくりは、名水労役員であった故庄司悠一さん抜きに語ることはできません。1966年に安全委員会を設置し、翌67年には、局に安全衛生係ができました。1969年に安全衛生委員会に改組、1975年に産業医委嘱、77年保健婦採用・安全管理士委嘱、81年に安全衛生主幹を配置し、2000年には、安全衛生課を設置今日に至ります。また、毎年開催している「安全衛生学習会」(写真)も今年40回をむかえます。当初は、組合主催で開催していましたが現在は、組合と局の共催として取り組み、1日研修扱いで会場費・講師代など局負担で開催しています。

名古屋市上下水道局の安全衛生管理体制

(2011年3月現在)

職員の安全と健康を担当する専門の部署(上下水道局総務部 安全衛生課)

- *安全衛生係12人=安全・衛生管理、公務災害、局車両の事故補償、教育・研修と福利厚生、健康保険、互助会、厚生会など
- *保健師4人非常勤職員=職員の健康診断・管理区分、健康相談・指導、職場巡視
- *管理医師4人委嘱=健診結果や休職復職時の管理区分の決定、養護者管理検診・指導
- *産業医7人委嘱=職場巡視(各月1回半日)、職場の健康相談指導、講話、委員会へ出席
- *労働安全コンサルタント1人委嘱=月1回半日、上下水道局の請負現場の安全巡視
- *車両整備管理者5人非常勤=局車両約600台の車両整備・点検、始業点検の指導

安全衛生委員会

- ①中央安全衛生委員会(毎月第3木曜日の午前)年間12回開催と中央パトロール13回
 - ・使用者側委員=11人(次長、本部長、部長8、安全衛生課長)
 - ・組合側委員 =11人(名水労・中央執行委員)



※毎回の会議前には、組合側委員の打ち合わせを1時間程度します。

議長は、次長が就き、進行する。労使委員とも欠席の場合は、代理をたてます。まず、安全衛生課長が1カ月の公務災害、通勤災害、交通事故、請負事故の発生件数や災害の個々の状況、中央パトロール報告、研修報告などを経過報告します。(災害発生があった職場の安全衛生委員会において、事故検討会の、災害原因をはじめ当面の処置や今後の対策について、検討された内容も報告)その後、各委員からの質疑にうつります。ここまでを一般経過報告とし、引き続き各部委員会報告に移ります。報告は委員である各部長から独自の安全衛生行事、パトロール結果など報告します。自分の部で災害が出ていれば責任を問われる立場だけに、原因、処理、反省点、今後の対策などについて緊張した面持ちで報告されます。

②部安全衛生委員会(8部それぞれに実施、月1回午後)議長一部長

使用者側一課長・公所長

組合側一分会から代表選出

*オプザバーとして組合側の中央安全衛生委員も参加

内容=・中央安全衛生委員会報告

・各課・公所報告…前月の安全・衛生・安全運転の各目標の達成・反省点

次月の安全・衛生・安全運転の各目標の確認

*職場パトロールを実施(労使の代表委員が交代で参加)

③職場安全衛生委員会(60課・公所で実施、月1回午前もしくは午後)

議長一課長・公所長

局側一係長 組合側一分会の安全衛生委員

内容=中央安全衛生委員会報告・部安全衛生委員会報告

・各課・公所…前月の安全・衛生・安全運転の各目標の達成・反省点 次月の安全・衛生・安全運転の各目標の確認

*職場パトロールを適時実施(労使委員)

(名古屋水道労働組合副委員長 近藤睦美)

各地・各団体のとりくみ

泉南

国が和解協議を拒否

大阪泉南アスベスト国賠訴訟

「早期の解決」、「生きていくうちの救済」を訴えて、全国から36万の個人署名と短期間に7000の団体署名が集まった泉南アスベスト国賠訴訟控訴審で、注目の進行協議が2月22日に開かれました。はじめに裁判長が和解協議についての国側の立場を確認しましたが、国側は、和解協議のテーブルに着くことさえしないと回答。

国側の主張は、①原告が一審判決にしがみついたら和解協議ができない。一審判決と国の立場には大きな隔りがある。②アスベスト訴訟は極めて広がり大きな問題なので、国としては公正で国民の理解を得ることが出来る解決を目指すためには、客観的で合理性のあることが担保されることが必要というものでした。

しかし、4年間の審理によって下された一審判決を踏まえた和解協議は当然のことであり、一審判決を一旦横において和解について協議することなど、常識的にあり得ないことです。また、国民の理解のためにこそ、早期の解決、国の謝罪と賠償が必要なのに、あたかも原告の要求が国民の理解できないものであるかのような理由をあげています。私たちは到底これらの理由を認めるわけにはいきません。

これからは、控訴審で早期に勝利判決を勝ち取るが必要となります。泉南アスベスト2陣訴訟も、7月には地裁で結審の見通しです。これら二つの裁判で勝利判決を勝ち取り、一層国に対して大きなプレッシャーを加えていくことが、ここからの中心課題となります。

裁判勝利のためには、原告の被害の訴え、2陣訴訟の本人尋問などをしっかりととりくむこと。国がもちだしている、責任を小さくする論調の一つ一つを改めて打ち破っていくこと。そしてなにより、裁判所に国民世論を届ける取り組みが重要です。

「全面救済求める判決署名」を新たに全国の皆さまにもお願いし、夏から秋までに20万を集めていきたいと考えています。

(泉南アスベスト国賠訴訟勝たせる会 伊藤泰司)

北海道

国と建材メーカー相手に集団訴訟

「北海道建設アスベスト訴訟」の原告団結成

北海道各地の建設現場で働き、中皮腫・肺がん・石綿肺などの病気に苦しんできた人たちが、国と建材メーカー44社を相手に損害賠償を行うこととし、原告団が結成されました。原告は1949年～2009年まで大工、左官、解体、配管工などに従事した50歳代から70歳代の元作業員です。総会時はすでに亡くなった方の遺族を含めて21人が加わる予定です。

損害賠償請求額は一人3850万円、総額8億円で、3月23日に提訴を予定しています。

3年前まで左官やとび職として働き、昨年8月肺がんの手術を受けた、原告団長の畠山堅三さん(71歳)は「ア

スベストが入った建材を大量に使わせて、建設労働者のいのちと健康を奪った責任を国と企業に問いたい」と述べ、「まだまだ被害を受けたことを知らない人びとがたくさんいます。これを契機に被害者の救済が大きく進むことを願っています」と語っています。弁護士(団長：藤本明弁護士)は60人となり、今回の提訴を第1陣として、第2陣、第3陣とつなげる体制を整えています。



結成総会後の記者会見(中央が原告団長)

北海道のアスベスト被害による労災・救済法認定件数は全国5番目で、特徴は建設関係の労働者の被害が多いことにあります。しかし、建設労働者は、雇用関係が複雑でさまざまな現場で働くため、労災手続きや健診を受ける上でサポートが必要です。北海道センターでは4月16日に「アスベスト被害相談会」を行うことにしています。(北海道センター 佐藤誠一)

岡山

職場復帰支援の解決方法を学ぶ

メンタルヘルス研修講座を開く

2月28日、第2回メンタルヘルス研修講座は林精神医学研究所の臨床心理士谷原弘之さんの講演「復帰支援の問題点と解決への提言」(本人向け)で22人が参加。メンタル不調は自分で気付かない場合も多く、早期発見には「経験者」の「勘」がその制度を高めること、病気休業開始時に復帰プランの開始や休職期間を明確に伝え、治療目途を持たせることが大切と提言。

休業中の連絡窓口は、ストレス要因曝露レベルの低い、組合やEAPなど職場を知っている第三者がおすすめ、また最も大きいストレス要因を見つけ、対応を休職前と変える(上司との関係の場合、接触時間減など)。

職場復帰可能の判断をいきなりせず、出勤試行で体がどう反応するかなどを見極めること、復帰確認会は「処遇の交渉の場になりやすい」ので「安心出来る付添者の同席」が大切。リハビリ勤務は、遂行可能な仕事(印刷物とか)を職場が用意をする、長い間の「プライドを捨て、目の前の仕事だけこなす」「困った時に援助する人間関係」など曝露をさけること。

職場復帰後のフォローアップには、仕事のペース配分など伴走役などのサポーターを配置すること。定期面談で回復スピードをこまめに確認することを提言。

休職は2回目まで初回の反省もありペースをつかみやすい。復帰支援プログラムが有効に活用できない人に組合が復帰支援していくことが大切、と述べました。

(「岡山いのちと健康」No.30をもとに編集)

各地・各団体のとりくみ

**1年間で7件の労災認定・
解決を勝ちとる**

京都

京都職対連が定期総会

京都職対連は2月12日、京都市内で第28回定期総会を開き(写真)、1年間のたたかひの総括と新年度の運動方針、決算、予算を満場一致で決定、新役員を承認しました。35団体、61人が参加し、京都総評岩橋議長から激励のあいさつを受け、日本共産党の河合よう子京都市議が連帯のメッセージを述べました。



総会では、昨年7件の労災認定・解決を勝ち取ったことや遺族の過労死認定闘争勝利の報告が行われました。また、現在係争中の市教組柳川裁判、中田過労死裁判の原告訴えに対して、引き続き全力で支援することを確認しました。

討論では、11人の代議員が発言。▽被災した労働者を支え、予防活動を進めている、けいわん友の会▽産業医とともに安全衛生活動に取り組んでいる生協労組▽青年労働者の事故死を産別全体の労働実態ととらえ運動を進めている全印総連▽公務災害認定闘争と超勤裁判をリンクさせ予防に向けタイムレコーダー設置を進めている京都市教組▽原則的な取り組みを継続して安全衛生活動を進めている化学一般▽京建労の国賠訴訟に向けた取り組みなどが報告されました。

選出された役員は次の通り(敬称略)◎会長=池田和弘(新)、副会長=木下恵市、佐藤克昭、田川直美、永崎靖彦▽事務局長=芝井公(以上再)。

(京都職対連 芝井 公)

**過労死・過労自死事案の
最高裁への要請行動**

東京

毎月実施し、26回目を迎える

東京センターは、首都東京にある地方センターとして、その位置にふさわしい独自の役割を果たしているとうとう2009年2月から毎月、過労死・過労自死最高裁係属事件に係る宣伝と要請行動(写真)を継続してきました。この3月で26回目を数えます。偶数月は東京センター独自の取り組



み、奇数月は日本国民救援会の最高裁要請行動に合流して実施しています。具体的には午前8時15分から9時まで最高裁門前での宣伝カーによる訴えと事件チラシ配布、午前10時ないしは11時から最高裁内での要請行動となっています。事件は行政訴訟と損害賠償があり、原告側が地裁・高裁で勝訴しているものの被告企業が上告、また国や地公災基金本部が上告している事件、また一方では原告側が地裁・高裁で敗訴している中での必死の思いでの最高裁への上告している事件など様々です。現在取り組んでいる事件は東京のニコン・アテスト派遣労働者過労自死事件、愛知の豊川市職員過労自死事件とマツヤデンキ障害者過労死事件、大阪・田辺製薬研究員過労死事件の四件です。今まで十件の事件に取り組んでいます。高くかつ厚い最高裁の壁ですが粘り強く継続的に取り組むことが最高裁を変えていく道につながるの信念でやってきました。地方の事件関係者が毎月上京して行動することが困難でもあり、東京センターが代行して宣伝と要請行動を組んでいます。遠慮なく支援要請を東京センターへお寄せ下さい。なお、労働保険審査会的事案も同様に支援・連帯の取り組みをしています。

(東京センター 色部 祐)

千葉

**メンタルヘルスで記念講演とシンポ
職場の安全と健康を考える県民の集い**

3月5日、船橋市勤労市民センター会議室を会場に第36回「職場の安全と健康考える県民の集い」(千葉県労災職業病交流集会)が開催され、48人が参加しました。

集いは、実行委員長の基調報告、来賓あいさつにつづき、記念講演が行われました。

記念講演にたった鉅鹿健吉先生(国立看護大学教授)は、メンタルの基礎知識として“うつ”のタイプを4つ(うつ病 双極性障害 非定型うつ病 気分変調症)と原因別(適応障害 ストレス性 神経症性 内因性 原因不明)に分けて説明されました。

“新型うつ”に対しては、カウンセラーをした経験から“うつ”とは違い、うつ気分という状態かと指摘され、“うつ病”としては認められていないと指摘されました。そのうえで、社会が変化するとともに定義も変化していること、働く価値観の変化や社会がそういう生き方を許しているかの違いにあることなどの話がありました。また、発達心理学の立場から、メンタルヘルスを“心の傷”ととらえ、幼児期の経験が大切との話がありました。最後に、ストレス対応のイメージとして、タイプの違う5つの事例の紹介がありました。

先生のカウンセラーという実践経験からの話に、医師とは違う新しい角度からのメンタルヘルスの指摘に新鮮な印象で学ぶ事ができました。

昼からは、職場のメンタルヘルスの実態を報告するシンポジウムが行われ、職場のメンタルヘルス問題が緊急かつ重要な課題になっていることの報告と会場からも発言がありました。(千葉センター通信をもとに編集)

各地・各団体のとりくみ

建交労 労働行政地方移管、社会復帰促進事業廃止反対

18の道府県労働局に要請

労災職業病部会各地方組織は、12月に地方労働局に対し、「地域主権改革」による「労働行政の地方移管」反対、「労災保険特別会計の社会復帰促進等事業廃止」反対を申し入れ、労働行政関係職員増員と社会復帰促進事業の充実を要請しました。以下、18地方労働局の回答です。

- ◆北海道 誠意をもって本省に伝える。
- ◆福島 ILO条約に基づき国がおこなうべきだ。職員の増員は必要だ。地方局の一存ではいけない。本省に要望している。社会復帰事業は重要で必要だ。具体的内容を把握していない。情報があれば連絡する。
- ◆群馬 ここでも組合があるので毎年のように本省へあげているが毎年何人も減らされている。要請はありがたいし、局側本省に送る。
- ◆千葉 労働行政は全国一律、一体的であるべきだ。仕分けによる事業廃止の情報は入っていない。労災福祉事業について完全廃止はありえない。
- ◆山梨 本省に上申する。
- ◆新潟 本省に働きかける。当方も最大限努力する。事業拡充について、効率・効果的な実行が必要だ。
- ◆石川 行政改革によって、小さな政府で行政のスリム化、効率化が一層徹底されると思われる。今後も公正な業務が必要だ。地域の総合労働機関として必要な措置に努める。要望を本省に伝える(以上総務課長)。今回の要請は、応援をいただいていると理解している(監督課長)。社会復帰促進等事業について、心配はもっともで本省に伝える。
- ◆愛知 私たちががんばらねばならない。ありがとうございます。
- ◆滋賀 個人として意見が言えず苦しい。我々も危機感を持っている。
- ◆京都 大変関心があり申し入れの趣旨はよく分かる。京都局でも職員自然減などで、加重負担が続いている。局・署の統廃合についてまだ何の通達もなく何とも言えない。要請を局長に届ける。
- ◆兵庫 要請はありがたい。自分たちの保身ととらえられてしまう。職員は少ない。国民の声が多くなってほしい。ハローワークは3年間地方移管しない方針だ。監督署の地方移管は聞いていない。行政は一律にするべきだ。仕分けで、社会復帰促進等事業の廃止が報道されたのは承知している。すべてが廃止になるのではなく賃金立替制度、義肢等補装具費の支給等は現行通りだ。実際は、情報が混乱していて右往左往している。
- ◆大阪 (兵庫局と同様)
- ◆徳島 上申する。
- ◆香川 要請を謙虚に受け本省に報告する。
- ◆佐賀 労働3行政の中でハローワークが対象となっているが、本省も「国の責任で」と言っているので期待し

て見守りたい。社会復帰促進事業は必要だ。本省に伝える。ありがたい要請で心強い。

- ◆長崎 国でおこなうべきもの国でしかできないものは、ひきつづき国が担っていく構えだ。地域の実情は県が詳しく交流を続けている。県との連携をより強めたい。
- ◆熊本 要請の趣旨にまったく同感。ありがたい要請だ。今後もいっしょにできる部分はやっていきたい。
- ◆大分 地方の労働局としては、本省から与えられた職務を遂行するだけで、組織的なコメントは差し控えさせてもらいます。要望につきましては本省に伝えます。
(建交労労災職業病部会第121号をもとに編集)

東京 売上高2兆円の陰で～ ヤマダ電機で過労死

死亡前1か月の時間外労働約170時間

昨年12月6日、池袋労基署は、ヤマダ電機の副店長Sさんのくも膜下出血による死亡を業務上と認める決定を行いました。昨年3月26日に職場で倒れ、7月29日に労災申請しましたが、申請から4か月余での認定は、それだけ労働が過酷だったことの現れです。労基署の調査でも、発症前1か月の時間外労働時間数は、169時間44分、6か月の合計では890時間6分、平均では148時間にも上ります。ヤマダ電機は売上高2兆円と家電量販店で一人勝ちの会社ですが、その裏で過酷な労働が押し付けられているのです。



副店長(フロア長)のSさんは割増賃金の対象外である「管理監督者」として扱われ、年俸制と相まって休日出勤をしても休日出勤手当はつきません。極端な話、365日働いても割増賃金は深夜労働分だけで、発症前1か月の割増賃金は19,000円のみでした。

就業時間は朝9時から午後10時(組込み時間外4時間)、15分単位で職場配置も厳密に決められており、また店長会議のメンバーでもないなど、“経営者と一体の立場”、“時間管理が自由”等の「管理監督者」の条件からは外れています。労働組合との36協定は月間42時間の規制ですが管理監督者は適用除外です。休日出勤も多く有給休暇も全然取れていません。

厚生労働省は「月45時間を超えれば過労死の危険が増える」として時間外労働に割増賃金を課すことを長時間労働防止対策にしています。しかし、管理監督者と年俸制による割増賃金除外で時間外労働が野放しになっており長時間労働が横行しています。青天井の時間外労働を避けるためにも法律による規制が必要です。

(東京センター 廣田政司)

ディーセントワークのテーマソング 「みんな元気か」

1月14日に国労広島支部の「支部旗びらき」が開かれました。その冒頭に国鉄ひろしまナッパーズによる「みんな元気か」が披露されました。この歌を初めて聴いたある組合員は「すごい詩じゃ。体が震えた。人間はこうでなければいけないので」と、その感動を青年に語りかけていました。この詩は昨年亡くなった山ノ木竹志（本名・新江義雄）さんが、厳しい弾圧にさらされながらたたかう国鉄労働者のために創ったものですが、いつかそれぞれの労働者が自分に投影して歌う普遍的な歌へと昇華されました。今や、ディーセントワークのテーマソングになりました。（「いのけん広島たより」No.297号より転載）

みんな元気か

山ノ木 竹志 作詞
たかだりゆうじ 作曲
金井 信 編曲

1. みんな! げんきか - あさおきれるか -
2. みんな! げんきか - かぞくもげんきか -

あいさつ してるか - が やいて いるか - しご
やすみ は とれるか - ドライブ してるか - えい

と たの しいか - つらく は ないか -
が み て - るか - あし た が み えるか -

あれ から じゅうねん - しょくばもかわったが
あれ から じゅうねん - くらしもかわったが
あれ から じゅうねん - しょくばもかわったが

はたらき つづける - どこにあっても -
はたらき つづける - だいじな - しごと - } ほこ
はたらき つづける - どこにあっても -

3x only
り を も っ て - い - き つづ け る - も っ

と じゅう に - にんげんらしく -

3. エンディング
F C/E C Dm7 G7 C

イヨ!

健康で安全な 職場づくりを

【第7回労働安全衛生中央学校のご案内】

とき

ところ

2011年6月11日(土) 午前11時～
12日(日) 午前12時30分

名古屋・労働会館
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番7号
Tel: 052-883-6974

記念講演

6月11日(土) 14:40～16:10

「無縁社会から見えてくるもの」(仮題)

講師: NHK「無縁社会」制作スタッフ

派遣など不安定雇用の増大や長時間・過密労働など異常な働き方のもとで、「心の病気」がふえるなど職場は大変な事態です。今ほど働くもののいのちと健康を守る活動が大切なときはありません。

健康で安全な職場づくりのために、積極的に参加しましょう。

日程		講義名	講義内容	講師			
1日目 6月11日(土)	全体	11:00-12:00	開校講義	働くものの現状といのち、健康を守るたたかい	福地保馬理事長	北海道大学名誉教授	
		13:00-14:30	記念講演	無縁社会から見えてくるもの(仮題)	NHK「無縁社会」制作スタッフ		
		14:40-16:10	第1講義	労働安全衛生法規と健康で安全な職場づくり	要請中		
	選択Ⅰ	16:20-17:50	第2講義	職場に於けるリスクアセスメント入門 —慢性疲労をリスクとした健康調査論—	近藤雄二氏	天理大学教授	
			第3講義	最近の事例から見た石綿被害把握のポイント	久永直見氏	愛知教育大学教授	
			第4講義	現代のコンピューター労働と健康	宮尾克氏	名古屋大学教授	
	全体	18:00-20:00	交流会(夕食会)				
2日目 6月12日(日)	選択Ⅱ	9:00-10:30	第5講義	頸肩腕・腰痛など筋骨格系の予防	埜田和史氏	滋賀医大准教授	
		第6講義	職場のメンタルヘルスと職場復帰	粥川裕平氏	名古屋工業大学教授		
	9:00-13:00	職場巡視 実習コース①	生協店舗	服部真氏(予定)	城北病院医師		
		職場巡視 実習コース②	名古屋市水処理センター	近藤雄二氏	天理大学教授		
	選択Ⅲ	10:40-12:10	第7講義	快適職場の作り方 =メンタル不全とセクハラ・パワハラ=	阿部眞雄氏	産業医・労働衛生 コンサルタント	
			第8講義	最近の裁判事例から学ぶもの —過労死・過労自死をめぐる今日的課題—	水野幹男氏	弁護士	
	全体	12:10-12:30	閉校式				福地保馬理事長

●参加費 10,000円 ※交流会は別途 3,000円 ●申し込み・問い合わせは下記またはホームページまで。

働くもののいのちと健康を守る全国センター

T E L 03-5842-5601 F A X 03-5842-5602 E-mail: info@inoken.gr.jp URL: http://www.inoken.gr.jp